

北海道地域活動指針項目（草地）

区分	農用地	パイプライン	開水路	ため池	農道	
基礎部分	点検活動	遊休農地等の発生状況の把握	施設の点検	施設の点検	施設の点検	
	計画策定	共同作業計画の策定	共同作業計画の策定	共同作業計画の策定	共同作業計画の策定	
	実践活動	農用地法面等の草刈り	配水操作	配水操作	定期的な見回り	砂利の補充
		防風林の枝払い・下草の草刈り	ポンプ場、調整施設等の草刈り	水路の草刈り	配水操作	路肩・法面の草刈り
		遊休農地発生防止のための保全管理	ポンプ吸水槽等の泥上げ	水路の泥上げ	ため池の草刈り	側溝の泥上げ
	かんがい期前の注油（制水弁等）		ため池の泥上げ			
			かんがい期前の施設の清掃・除塵			
			管理道路の管理			

区分	農用地	パイプライン	開水路	ため池	農道	
誘導部分	機能診断 計画策定	施設の機能診断	施設の機能診断	施設の機能診断	施設の機能診断	
		診断結果の記録管理	診断結果の記録管理	診断結果の記録管理	診断結果の記録管理	
		年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	年度活動計画の策定	
	実践活動	農用地法面の初期補修	給水栓ボックス基礎部の補強	水路側壁のはらみ修正	遮水シートの補修	側溝の目地詰め
		鳥獣害防護柵の適正管理	破損施設の改修	目地詰め	コンクリート構造物の目地詰め	側溝の不同沈下に対する早期対応
		防風ネットの適正管理	遮光施設の適正管理	表面劣化に対するコーティング等	コンクリート構造物の表面劣化に対する対応	側溝の裏込め材の充填
		異常気象後の見回り	通水試験の実施	不同沈下に対する早期対応	堤体浸食の早期補修	路肩・法面の初期補修
		異常気象後の応急措置	パイプ内の清掃	側壁の裏込め材の充填・水路耕畔の補強	遮光施設の適正管理	軌道等の重機施設の維持保全
		機能診断・補修技術の研修	給水栓に対する凍結防止対策	水路に付着した藻等の除去	破損施設の改修	破損施設の改修
		防風林の適切な管理	空気弁等への腐食防止剤の塗布等	遮光施設の適正管理	ゲート類の保守管理の徹底	異常気象後の見回り
		有機質処理施設の適正管理	異常気象後の見回り	水路法面の初期補修	水抜きによる点検・補修	異常気象後の応急措置
			異常気象後の応急措置	破損施設の改修	異常気象後の見回り	きめ細やかな雑草対策
			きめ細やかな雑草対策	通水試験の実施	異常気象後の応急措置	機能診断・補修技術の研修
			機能診断・補修技術の研修	ゲート類等の保守管理の徹底	きめ細やかな雑草対策	除排雪作業
				異常気象後の見回り	機能診断・補修技術の研修	
		異常気象後の応急措置				
		きめ細やかな雑草対策				
		機能診断・補修技術の研修				
		積雪被害防止活動				

区分	生態系保全	水質保全	景観形成・生活環境保全	資源循環	
誘導部分	計画策定	生態系保全計画の策定	水質保全計画の策定	景観形成・生活環境保全計画の策定	資源循環に係る地域計画の策定
		広報活動	広報活動	広報活動	広報活動
		啓発活動	啓発活動	啓発活動	啓発活動
	普及	地域住民等との交流活動	地域住民等との交流活動	地域住民等との交流活動	地域住民等との交流活動
		地域内の規制等の取り決め	地域内の規制等の取り決め	地域内の規制等の取り決め	地域内の規制等の取り決め
		学校教育等との連携	学校教育等との連携	学校教育等との連携	学校教育等との連携
	実践活動	行政機関等との連携	行政機関等との連携	行政機関等との連携	行政機関等との連携
		生態系保全に配慮した施設の適正管理	水質保全を考慮した施設の適正管理	農業用水の地域用水としての利用・管理	有機性資源の堆肥化
		生物の生活史を考慮した適正管理	排水路沿いの林地帯等の適正管理	景観形成のための施設への植栽等	間伐材等を利用した防護柵等の適正管理
		放流・植栽を通じた在来生物の育成	沈砂池の適正管理	農用地を活用した景観に配慮した作付け	小水力発電施設の適正管理
		外来種の駆除	土壌流出防止のためのグリーンベルト等の適正管理	施設等の定期的な巡回点検・清掃	
		希少種の監視等	水質モニタリングの実施・記録管理	伝統的施設や農法の保全・実施	
		生物の生息状況の把握		農用地等を活用した景観形成活動	
				農用地からの風塵の防止活動	

注1 下線の実践活動は、点検結果又は機能診断結果に基づいて実施の必要性を判断し、必要に応じて実施する活動とする。

注2 誘導部分の農地・水向上活動の実践活動の区分にある農用地に係る活動指針項目である「有機質処理施設の適正管理」については、平成20年4月7日以降に協定締結又は協定変更しようとする場合において選択ができるものとし、当該協定により採択申請又は採択変更申請を行い、道協議会長の採択決定又は変更承認を受けるものとする。